## 国立大学法人愛知教育大学名義使用に関する取扱要項

2011年11月22日 要項第 41 号

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人愛知教育大学及び愛知教育大学(以下「法人等」と総称する。)の後援等名義の使用に関し必要な事項を定める。

(名義)

- 第2条 法人等の名義は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 国立大学法人爱知教育大学
  - (2) 愛知教育大学
  - (3) Aichi University of Education (大文字表記を含む。)

(定義)

- 第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
  - (1) 後援 団体等が主催する事業について、法人等がその趣旨に賛同し、前条各号の名義の使用を認めることをもって支援することをいう。
  - (2) 協賛 団体等が主催する事業について、企画及び実施に直接参画しないが、法人等がその趣旨に賛同し、人的又は物的に支援することをいう。
  - (3) 共催 団体等が主催する事業について、法人等がその趣旨に賛同し、企画及び実施に直接参画し、共同して事業を開催することをいう。

(許可基準)

- 第4条 法人等の名義の使用許可を受けようとする団体等(以下「主催者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
  - (1) 国又は地方公共団体の機関
  - (2) 教育研究機関
  - (3) 教育,学術,文化又はスポーツに関する団体(宗教団体を除く。)
  - (4) その他学長が特に認めたもの
- 2 名義の使用を許可することができる事業は、次の各号に該当するものでなければならない。
  - (1) 教育、学術、文化又はスポーツの向上普及に寄与するものであるもの
  - (2) 営利を目的とせず、かつ、特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがないもの
  - (3) 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがないもの
  - (4) 主催者に事業を遂行できる能力があると認められるもの
  - (5) 事業を開催するための計画が作成されており、かつ、当該事業の運営方法が公正であるもの
  - (6) 事業の実施にあたって、安全上及び公衆衛生上の適切な措置等が講じられているもの
  - (7) 後援及び協賛事業にあっては、法人等が経費を負担しないもの
  - (8) 参加者等に生じた損害について、後援及び協賛事業にあっては、法人等が賠償責任を負わず、共催事業にあっては、賠償責任の負担を協議して決定できるもの
  - (9) 共催事業にあっては、法人等の教職員及び学生等が企画、運営等に参画し、かつ事業等の運営に十分な組織体制をもって臨むもの

(許可申請)

- 第5条 主催者は、別記様式に定める申請書を原則として事業の開催予定日の1か月前までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、任意の様式に別記様式に定める事項が全て記載されている場合は、当該様式をもって申請書とすることができる。
- 2 主催者は、前項の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に提出するものとする。
  - (1) 事業計画書,実施要領その他事業の概要に関する書類
  - (2) 事業の収支予算に関する書類
  - (3) 第4条に該当することを証する書類
  - (4) 主催者の定款・会則等、役員名簿等、事業報告書その他主催者の概要に関する書類
  - (5) その他学長が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、法人等が包括的な連携協定等を締結している団体等、又は主催者が第4条 第1項第1号に規定する団体に既に許可を受けている場合、若しくは同事業について法人等において過 去に3回以上の許可を受けた実績がある場合は、必要に応じて前項第3号及び第4号に掲げる書類を省 略することができる。

(決定)

第6条 学長は、前条の申請があったときは、必要に応じ当該事業に関連する業務を担当する理事又は部 局長等の意見を聴いて、許可又は不許可を決定するものとする。

(通知)

第7条 学長は、許可又は不許可を決定したときは、主催者に通知するものとする。

(許可条件)

- 第8条 学長が主催者に許可する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。
  - (1) 事業計画の主要な事項に変更があった場合は、直ちに届け出ること
  - (2) 事業を行うにあたって法人等の施設,設備等を使用する場合は,事前に法人等の規程に基づく手続を行うこと
  - (3) 事業終了後速やかにその結果についての報告書を提出すること

(許可の取消し)

- 第9条 学長は、主催者に許可した事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取消す ことができる。
  - (1) 許可の申請に虚偽があったとき
  - (2) 許可条件に違反したとき
  - (3) 主催者が、事業において法人等の信用を傷つける行為を行ったとき

(取消通知)

第10条 学長は、前条の規定により許可を取消したときは、主催者に通知するものとする。

(事務処理)

第11条 名義使用に関する事務は、総務課において行う。

附則

この要項は、2011年11月22日から施行する。

附 則(2020年要項第5号)

この要項は、2020年6月1日から施行する。

附 則(2021年要項第3号)

この要項は、2021年4月1日から施行する。

<b>記様式 (第5</b> 点目	# Я	É
	名雜使用申請書.	
国立大学法人参	<b>克拉勒育大学员 殿</b> ,	
	(申請者) 住 所。	
	£ 6	
	(署名又は記名押印【注1】	)
	<b>电话音号</b>	
	**************************************	
この故, 下記す 行えて申請します	≇業を主催するに当たり名戦の使用許可を得たいので。関係書 Γ	ije.
	.51	
		_
* # 6	8.	
	□ 国立大学法人爱知教育大学。	_
希望する名義		
	<ul> <li>Aichi University of Education (大文字表記を含む。</li> </ul>	)
		-
申請の種類	口待据 口協美 口共催	
開催・使用期間	年月日()~ 年月日()	Ą
開催場所		_
± 14 m	图 # 名	_
	岡 住 所	
	代表看等氏名	
177	連 絡 先 担当着名 Tel	_
事業の概要	2	
事 来 の 繁 夫 ※目的。内容等		
[1] 2]		
	å	
対象及び	4	_
参加子定者款		
入塘料。	有 ・ 無 (料金を散吹する場合の額)	
参加科等。	舞 - 悪 (経重を観収する場合の額)	
a *		
PERMILLE	,	

## Int

- 本自語書を電子メール部付の電子媒体で提出する場合は、必ず申請者の身分証明 書の写しを添付してください。
- 2 団体等の概要を示す資料(定款、企助等)、及び高減事業に係る事業計画者、収 変予算書等、必要な書類を添付してください。
  - 3 後援及び協費事業においては、本法人内に本事業関係者がいる場合は、氏名、所 級部署、連絡先、本事業における教育等を記載ください。

共催事更においては、本法人の事務局担当雇名に加え、本法人内の事業担当者の 氏名、採属部署、連絡党、本事業における役割を必ず全て記載ください。 その報義終事項があれば記載ください。